

1. これまでの経緯と今回の議題

1. これまでの経緯と今回の議題

主要渋滞箇所の公表
平成25年1月25日
一般道路(徳島県内)78箇所、
高速道路(四国4県)13箇所(うち徳島県内2箇所)

平成25年6月28日 平成25年度第1回協議会
渋滞対策の基本方針、マネジメントサイクルの決定

平成27年1月28日 平成27年度第1回協議会
渋滞要因の分析、具体的対策のとりまとめ

平成27年9月29日 平成27年度第2回協議会
具体的対策の効果検証、主要渋滞箇所の見直し

平成28年4月28日 平成28年度第1回協議会
平成28年8月25日 平成28年度第2回協議会
渋滞区間の検証、ソフト施策の取り組み方法、新たなソフト施策

平成29年7月25日 平成29年度第1回協議会
平成30年3月12日 平成29年度第2回協議会
観光を支援する施策、ピンポイント渋滞対策、ソフト施策の実施状況

平成30年8月1日 平成30年度第1回協議会
平成31年3月5日 平成30年度第2回協議会
ピンポイント渋滞対策、観光を支援する施策、ソフト施策の実施状況 等

令和元年7月23日 令和元年度第1回協議会
令和2年2月28日 令和元年度第2回協議会
ピンポイント渋滞対策の取り組み、観光を支援する施策、
新たな開通路線の効果検証 等

令和2年7月30日 令和2年度第1回協議会
令和3年2月26日 令和2年度第2回協議会
ピンポイント渋滞対策、開通路線の効果検証、
新型コロナウイルスの影響と今後のソフト施策の方向性 等

令和3年6月30日 令和3年度第1回協議会
令和4年3月3日 令和3年度第2回協議会
主要渋滞箇所解除の検討、ピンポイント渋滞対策について、
コロナ禍における交通特性を踏まえたTDM施策、
災害時における交通マネジメント、新たな開通路線の効果検証 等

令和4年7月26日 令和4年度第1回協議会
令和5年3月16日 令和4年度第2回協議会
ピンポイント渋滞対策、自転車施策等の取り組み、
災害時における交通マネジメント、徳島南部自動車道の開通効果 等

令和5年7月27日 令和5年度第1回協議会
令和5年12月13日 令和5年度第2回協議会
主要渋滞箇所解除の検討、TDM施策、ピンポイント渋滞対策、
徳島南部自動車道開通効果に関する基礎調査計画、徳島南部自動車道の開通予定 等

令和6年7月26日 令和6年度第1回協議会
令和7年1月9日 令和6年度第2回協議会
TDM施策、ピンポイント渋滞対策、
徳島南部自動車道の開通効果、災害時における交通マネジメント
今後検討予定の渋滞対策、渋滞発生時間帯回避マップの更新 等

【今回の議題】
令和7年7月28日 令和7年度第1回協議会
TDM施策、ピンポイント渋滞対策、主要渋滞箇所解除の検討 等

次年度以降
マネジメントサイクルによる継続的な取組の実施

1. 前回の振り返り及び今後の取り組み概要

▼前回の振り返り(令和6年度 第2回徳島地区渋滞対策協議会)

議題	議事概要(結果)
①TDM施策検討	<ul style="list-style-type: none"> 道路利用者に対して、最新の渋滞発生時間帯について周知を行うべく、渋滞発生時間回避マップの更新及びホームページを開設して周知することを報告。
②ピンポイント渋滞対策検討	<ul style="list-style-type: none"> ピンポイント渋滞対策の予定箇所(国道11号 徳島本町交差点、国道55号立江川橋西詰交差点等)における対策内容について説明を行い、了承を得た。
③交通状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 徳島管内の直轄国道交差点を対象に最新交通データから、旅行速度の分析を行い、主要渋滞箇所以外の27箇所で速度低下していることを報告。

▼今後の取り組み概要

※検討中の施策

検証項目(案)	具体的な施策内容や対策箇所	施策概要	【実施主体】 赤:徳島河川国道事務所、青:徳島県
①TDM施策検討	<ul style="list-style-type: none"> 渋滞発生時間回避マップの更新 	<ul style="list-style-type: none"> 渋滞発生時間回避マップの広報展開(※) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">今回の議題</div>
	<ul style="list-style-type: none"> 国道55号 勝浦川橋南詰交差点 	<ul style="list-style-type: none"> 国道55号 南行きにおいて経路誘導(令和7年度実施予定) 	
②ピンポイント渋滞対策検討	<ul style="list-style-type: none"> 国道55号 立江川橋西詰交差点 	<ul style="list-style-type: none"> 国道55号 東行きの右折レーン延伸(令和7年度実施予定) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 県道34号石井引田線 椎本交差点 	<ul style="list-style-type: none"> 県道34号 北行きの右折レーン延伸(令和7年度実施予定) 	
③交通状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 主要渋滞箇所解除の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 主要渋滞箇所解除の提案(城山交差点、広島ランプ) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 主要渋滞箇所の見直し(追加) 	<ul style="list-style-type: none"> 主要渋滞箇所見直しに関する基準等の検討(※) 	
④災害時交通マネジメント検討	<ul style="list-style-type: none"> 交通マネジメント合同訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 合同訓練の実施計画立案(※) 合同訓練の実施(徳島地区渋滞対策協議会として実施予定)(※) 課題のフィードバック(徳島地区渋滞対策協議会として実施予定)(※) 	

1. 徳島地区渋滞対策協議会設置要綱の改定について

徳島地区渋滞対策協議会設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会は徳島地区渋滞対策協議会（以下「協議会」という）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、徳島地区における慢性的な交通渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、施設整備計画とともに輸送効率の向上や交通需要の時間的平準化等の交通等の交通需要マネジメント施策及び公共交通機関の再編成などマルチモーダル施策等の渋滞対策を推進することを目的とする。また、災害発生時において被災状況を踏まえた交通マネジメントを行う。

（調整事項）

第3条 本協議会は前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- （1） 渋滞箇所とその原因の把握
- （2） 渋滞対策に関する意見調整
- （3） 渋滞対策に関する計画の策定、公表及びフォローアップ
- （4） その他

（組織）

第4条 本協議会の構成は別表のとおりとする。なお、会長が必要と認める機関の職員を委員として参加させることができる。

（協議会）

第5条 本協議会には会長を置き、会長は国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長とする。

- 2 会長は本協議会を総括し、本協議会を招集する。
- 3 会長は事故等があるときは会長が予め指名した者が、その職務を代行する。

（幹事会）

第6条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の協議事項について、予備的な協議を行い、協議会を補佐する。

（部会）

第7条 渋滞対策に関する特定の課題を検討するための部会を設置することができる。

（オブザーバー）

第8条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

（事務局）

第9条 事務局は 国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 計画課及び 徳島県 県土整備部 高規格道路課に置く。

付則

この要綱は平成 2年12月 4日から施行する。
この要綱の一部改訂は 平成 5年 6月29日から施行する。
この要綱の一部改訂は 平成 6年 8月11日から施行する。
この要綱の一部改訂は 平成 6年11月 9日から施行する。
この要綱の一部改訂は 平成 9年 8月22日から施行する。
この要綱の一部改訂は 平成17年10月27日から施行する。
この要綱の一部改訂は 平成21年10月28日から施行する。
この要綱の一部改訂は 平成24年 7月11日から施行する。
この要綱の一部改訂は 平成27年 1月28日から施行する。
この要綱の一部改訂は 平成27年 9月29日から施行する。
この要綱の一部改訂は 平成28年 4月28日から施行する。
この要綱の一部改訂は 平成29年 7月25日から施行する。
この要綱の一部改訂は 平成30年 8月 1日から施行する。
この要綱の一部改正は 令和 2年 2月28日から施行する。
この要綱の一部改正は 令和 3年 6月30日から施行する。
この要綱の一部改正は 令和 5年 12月6日から施行する。
この要綱の一部改正は 令和 7年 7月28日から施行する。

1. 徳島地区渋滞対策協議会設置要綱の改定について

新旧対照表

旧		新	
徳島地区渋滞対策協議会 委員名簿(案)		徳島地区渋滞対策協議会 委員名簿(案)	
役職	組織名	役職	組織名
会長	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長	会長	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長
委員	国土交通省 四国地方整備局 道路部 道路計画課長	委員	国土交通省 四国地方整備局 道路部 道路計画課長
	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 副所長(道路)		国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 副所長(道路)
	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 計画課長		国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 計画課長
	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 道路調査課長		国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 道路調査課長
	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 交通対策課長		国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 交通対策課長
	国土交通省 四国運輸局 徳島運輸支局 首席運輸企画専門官(総務・企画観光担当)		国土交通省 四国運輸局 徳島運輸支局 首席運輸企画専門官(総務・企画観光担当)
	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 研究部長		徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 研究部長
	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 教授		徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 教授
	徳島県 県土整備部 都市計画課長		徳島県 県土整備部 都市計画課長
	徳島県 県土整備部 道路整備課長		徳島県 県土整備部 道路整備課長
	徳島県 県土整備部 高規格道路課長		徳島県 県土整備部 高規格道路課長
	徳島県 生活環境部 交通政策課長		徳島県 生活環境部 交通政策課長
	徳島県 警察本部 交通部 交通企画課長		徳島県 警察本部 交通部 交通企画課長
	徳島県 警察本部 交通部 交通規制課長		徳島県 警察本部 交通部 交通規制課長
	徳島市 経済部 地域交通課長		徳島市 経済部 地域交通課長
	藍住町 建設産業課長		徳島市 都市建設部 道路建設課長
	西日本高速道路(株)四国支社 総務企画部 企画調整課長		藍住町 建設産業課長
	西日本高速道路(株)四国支社 徳島工事事務所長		西日本高速道路(株)四国支社 総務企画部 企画調整課長
	西日本高速道路(株)四国支社 徳島高速道路事務所長		西日本高速道路(株)四国支社 徳島工事事務所長
	本州四国連絡高速道路(株) 鳴門管理センター 所長		西日本高速道路(株)四国支社 徳島高速道路事務所長
オブザーバー	(一社)徳島県トラック協会 専務理事		本州四国連絡高速道路(株) 鳴門管理センター 所長
	(一社)徳島県バス協会 専務理事	オブザーバー	(一社)徳島県トラック協会 専務理事
	徳島県タクシー協会 参事		(一社)徳島県バス協会 専務理事
	(一社)日本自動車連盟 徳島支部 事務所長		徳島県タクシー協会 参事
			(一社)日本自動車連盟 徳島支部 事務所長

1. 一般道路の主要渋滞箇所数（令和7年7月時点）

- 平成27年度徳島地区渋滞対策協議会において、「園瀬橋北詰交差点」「津乃峰町東分交差点」の主要渋滞箇所を解除。
- 令和3年度徳島地区渋滞対策協議会（第1回）において、「那賀川大橋北詰交差点」「辰巳工業団地入口交差点」の主要渋滞箇所を解除。
- 令和5年度徳島地区渋滞対策協議会（第1回）において、「川内町竹須賀交差点」「吉野川大橋北詰交差点」の主要渋滞箇所を解除。

地域図	地域	主要渋滞箇所数（箇所）						解除 （令和7年 7月 時点）	
		主な対策内容※4							
		A 四国横断 自動車道	B バイパス ※1	C 現道拡幅 ※2	D 交差点 改良	E ソフト対策 ※3	今後対策 検討		
	徳島市	50	23	17	0	1	9	0	3
	小松島市	4	4	0	0	0	0	0	0
	阿南市	7	3	4	0	0	0	0	3
	吉野川市	2	0	0	0	1	1	0	0
	松茂町	1	0	0	0	0	1	0	0
	北島町	3	0	0	0	0	3	0	0
	藍住町	3	0	1	0	0	2	0	0
	上板町	1	0	0	0	1	0	0	0
	勝浦町	1	0	0	0	0	1	0	0
	合計	72	30	22	0	3	17	0	6

出典：国土地理院・基盤地図情報を基に作成

- ※1：国道192号徳島南環状道路、徳島西環状道路、国道55号阿南道路、国道55号桑野道路、国道55号福井道路
- ※2：国道55号阿南道路4車線
- ※3：時差通勤の促進、鉄道・バス・自転車への転換
- ※4：同一主要渋滞箇所に対して、複数の対策が検討されている場合、A>B>C>D>Eの順で上位の対策に集約